

## 県南さんぽだより 第5号

発行所 茨城県南地域産業保健センター 0297-62-7907、78-6111、Fax0297-62-7907 発行人 大木秋雄

### 県南地域産業保健センターの活動状況

#### 茨城県南地域産業保健センターとは

産業医選任義務のない労働者数50人未満の事業場の事業者及び労働者に、健康指導・健康相談・産業保健情報提供等の産業保健サービスを無料でを行い安心して労働に従事できることを目的に、労働省が取手市医師会に委託している事業が、茨城県南地域産業保健センターの仕事です。

茨城県南地域とは、竜ヶ崎労働基準監督署管内（取手市、竜ヶ崎市、牛久市、利根町、藤代町、河内町、新利根町、東町、江戸崎町、桜川村、美浦村）の3市6町2村の広範囲な地域で、関連する医師会も、取手市医師会、竜ヶ崎市・牛久市医師会、稲敷郡医師会と3医師会の協力を受けています。

#### 県南地域産業保健センターの活動

##### 1 健康相談窓口の常時開設

本年度より拡充センターに指定され（水戸地域について2番目）相談窓口も常時開設、加えて毎週水曜日は夜間17時～19時、第1と第3土曜日、及び毎週日曜日は10時～12時迄開設致しております。

とにかく、お電話又はFAXをください。

##### 2 個別訪問産業保健相談

改正労働安全衛生法（平成8年10月1日施行）で、事業者は、健康診断を受診した労働者に所見があった場合、その労働者の健康の保持について、3ヶ月以内に医師の意見を聴かなければなりません。産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場では、所見内容を労働者の判断にまかせないで、当センターの協力産業医に相談することにより、労働者の健康管理が推進されますので、是非ご利用下さい。

（改正労働安全衛生規則第15条の2第2項に、地域産業保健センターの利用に務めるものとする。と記載されている。）もちろん訪問相談・指導・講演等すべて無料です。“健康の計は健診後に有り”と言われてます。その為に、県南地域産業保健センターでは、個別事業訪問相談を第1義的活動と位置づけて活動致して居ります。

##### 3 平成11年度活動実績について

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1) 個別訪問産業保健指導        | 27ヶ所      |
| 内 健康講話               | 8ヶ所 111名  |
| 個別健康相談               | 23ヶ所 274名 |
| 2) 集団指導会時の産業医による健康講話 |           |
| 建設業協会安全衛生大会等         | 8ヶ所 277名  |
| 3) 各種集団指導会時の事業説明     |           |
| 全国安全週間準備打合せ等         | 10ヶ所 785名 |
| 4) 産業医・産業保健研修会       |           |
| (株)クボタ基盤技術研究所        |           |
| 5) 産業医学研修会(認定産業医研修)  |           |
| 日本テキサスインスツルメンツ(株)    |           |

##### 【編集後記】

ある日企業のトップが見えて“従業員の健康管理に務めるのは事業主の責任であるので個別訪問指導をお願いに来た、是非私にも指導をお願いしたい。”とのことで全くすばらしい社長さんです。今年度はこのような考えを持つトップの方に、1人でも多く御会いしたいものです。（大木）

**（社）竜ヶ崎労働基準協会からのお知らせ**  
健診車による健康診断をご希望の事業場には、当協会で斡旋します。お申し込みは、  
電話 0297(62)7923